

「国旗の損壊等の処罰に関する法律」の廃止を求める会長声明

- 1 「国旗の損壊等の処罰に関する法律」が令和8年7月17日に成立し、8月13日に施行された。

本法は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。」として、刑罰を科すものである(第2条第1項)。

また、そのような「方法」に該当するかどうかの判断は、「行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。」と規定されている(第2条第2項)。

法案提出者による具体例としては、人通りの多い場所で、国旗を引き裂いたり、燃やしたり、切り刻んだりする場合、国旗を勢いよく踏み付けて泥だらけにする場合、自室で自ら国旗を切り刻んで燃やしている状況をスマホで撮影し、その動画をライブ配信する場合(現実に不特定又は多数が認識している必要はなく、同時接続者数が少ない等の場合でも該当する。)との説明がなされている。

しかし、本法は、憲法第21条第1項の表現の自由を侵害し、憲法第31条の罪刑法定主義に違反するおそれがある。

- 2 国旗は、国家それ自体を象徴するだけでなく、しばしばその時々の政権・政策や当該国家の歴史と深く結びつくものである。日本においても、戦前・戦中の軍国主義や植民地支配を象徴するものとする人々もおり、必ずしも肯定的にばかり評価されてきたものではない。

それゆえ、世界各国では、時々の政権や政策に対する強い抗議の意思を示すために、国旗を燃やすなどの行為が行われてきた歴史がある。このような行為は言語を用いるものではないが、政治的な象徴的表現として表現の自由に含まれると解されている。わが国においても憲法第21条第1項が「集会、結社及び言論、出版」だけでなく「その他一切の表現の自由は、これを保障する。」としていることから、表現の自由としての保障を受ける。

表現の自由は刑罰による威嚇によって萎縮しやすい(傷つきやすい)性質を有しており、政治的表現行為が過度に萎縮させられてしまえば、民主主義社会が成り立たなくなることから、表現行為に対する規制の合憲性は慎重に審査されなければならないとされている。

また、法案提出者からは、本法は表現の方法規制であって、表現の内容に着目した規制ではないと説明がなされているが、本法は「不快又は嫌悪の情を催させる」という表現の受け手に与える効果(伝達効果)に着目して規制

がなされている以上、表現内容規制と言わざるを得ない。表現の価値については個々の国民が自由に判断すべきであり、国家は表現内容について中立であることが求められるため、表現内容規制の合憲性は厳格に審査される必要がある。

しかるに、本法は「国旗を大切に思う国民感情の保護」という法益を保護することを目的にするものであるとされているが、当該目的は表現行為の規制を正当化する合理的な理由とはなり得ない。なぜなら、人の感情を害して不快感や嫌悪感を及ぼすことを理由に表現行為の規制を可能としてしまうと、その規制範囲は無限に拡大することになりかねないからである。本法第3条は、「この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。」と規定しているが、表現の自由に対する萎縮効果に鑑みれば、何らの歯止めにもなっていない。

そもそも、現状、国旗の損壊によって国民感情が害され社会問題化したにもかかわらず既存の法律によって対処できなかった具体的事例は十分に説明されておらず、立法事実（法律を作る必要性を支える社会的事実）が欠けると言わざるを得ない。

法案提出者からは、近時のSNSの加速度的な普及やグローバル化の進展が見られる中で、将来に向かって抑止する必要があると説明がなされているが、現実化していない危険性を表現行為の規制根拠とすることはできない。また、外国国旗の損壊等に関する罪の規定はあるものの、自国国旗の損壊等に関しては同様の規定がないとの説明もなされているが、わが国の「外国国章損壊等罪」は、外交作用の円滑・安全等を保護法益とするものであり、国旗を大切に思う気持ちを保護するものではないから、これによって本法の必要性が裏付けられるわけではない。

以上のことから、本法は、政治的表現行為に対する内容規制を正当化するような合理性や必要性を有するものではなく、違憲の疑いが極めて強いと言わざるを得ない。

- 3 憲法第31条は「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」とする。同規定は適正手続を保障するものであり、この核心をなす罪刑法定主義は犯罪構成要件（条文に記載されている犯罪が成立するための原則的な要件）の明確性を要請する。

とりわけ表現行為を規制する場合、表現の自由が傷つきやすいものであり、萎縮効果を生じさせやすいことから、規制範囲をできるだけ明確にすることが求められる。

しかし、本法に言う「国旗」とは、「国旗及び国歌に関する法律…に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物」（第1条）とされており、どのようなものの損壊等が問題にされうるのかが曖昧である。

また、本法は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者」を処罰の対象とするが（第2条第1項）、そうした「方法」に該当するかの判断は、「行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする」とされている（第2条第2項）。これは結局、個別の事案ごとに、「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」であったか、様々な事情を考慮して決めると述べているに過ぎず、自己が行おうとする国旗の取り扱いが規制範囲に入るか予測することができない。そもそも、ある特定の表現行為から受け取る「不快」や「嫌悪の情」とは人によってまちまちであり、どのようなものがその中でも著しいものと言いうるかは、規制当局である捜査機関や裁判所次第ということになりかねない。また、私人が自身の不快感や嫌悪の情に基づき判断して現行犯逮捕に及ぶことも懸念される。この点、同法律の施行にあたり、警察庁は都道府県警に通達を発出し、本法の構成要件該当性、違法性阻却事由の判断等に関しては、組織的に検討を行うとともに、検察当局とも緊密に連携することを指示しているが、このこと自体が、規制当局も本法の規制範囲の明確性について深刻な問題があると認識していることを示している。

さらに、こうした不明確な法規によって「刑法犯にあたる可能性がある」となれば、国旗を使った芸術表現を公的な場で展示することが困難になり、芸術表現にも深刻な萎縮効果が及んでしまう。

以上のことから、本法は、どのような行為が処罰対象となるのか不明確であり、罪刑法定主義（憲法第31条）に反するおそれ大きい。

- 4 よって、当会は、憲法上重大な問題を有する本法を直ちに廃止する立法措置を講ずるよう求める。

以 上

2026年（令和8年）年9月29日

釧路弁護士会
会長 簗島 弘 幸